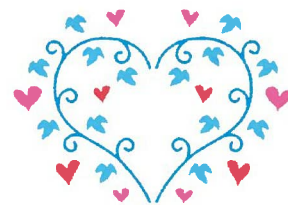


土岐市結婚 新生活応援補助金



市では、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活を応援するために費用(住宅購入費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用、引越費用)の一部を補助します。

対象世帯(以下の全てを満たす世帯)

- ① 令和7年1月1日～令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦の所得の合計額が500万円未満
※貸与型奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返還額を所得から控除します。
- ③ 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下
- ④ 夫婦ともに市内の対象住宅に居住している
- ⑤ 申請日から3年以上土岐市に居住する意思がある
- ⑥ 夫婦ともに市税を滞納していないこと

補助額

夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円以内

上記以外の世帯 30万円以内

※申請は1回限りとするが、上限額に達しなかった場合、翌年度1回に限り継続申請可

補助対象費用

費用区分		内容	支払期間・備考
住宅費	住宅購入費	住宅を取得する費用 ※土地代は含みません	・令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払われた費用 ・補助金申請時に支払済の費用 ・他の公的制度による補助を受けていない費用
	賃料等	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ※勤務先からの住宅手当分は差し引く	
	リフォーム費用	住宅をリフォームする費用	
	引越費用	引越業者又は運送業者へ支払った実費	

手続き

- ①裏面のチェック表で、補助の対象となるかを確認
- ②市へ申請書を提出
※申請書は下記担当課にて配布、又は土岐市ホームページからダウンロードできます。
- ③市が補助金交付を決定
- ④市へ請求書を提出
- ⑤市が補助金を指定口座へ振り込み

問い合わせ先

〒509-5192
土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市役所市民活動課
0572-54-1111(内線357)
(R7.4月作成)



チェック表

※全ての項目が○の場合は補助対象となる可能性があります

項目		確認
対象世帯	婚姻届の提出・受理日は、令和7年1月1日～令和8年3月31日の間です。	
	夫婦の所得の合計は500万未満です。 ※申請時の最新の所得証明書をご提出ください。 ※奨学金の年間返還額を所得から控除します。 ※所得証明書は税務課で取得できます。	
	婚姻日において夫婦ともに39歳以下です。	
	対象住宅が市内にあり、夫婦ともに対象住宅に居住しています。	
	夫婦の双方が、当補助制度（他の自治体の同種の補助制度を含む。）を以前に利用したことがありません。	
	夫婦の双方が土岐市の市税を滞納していません。	
対象費用（申請する費用のみ）	住居費 契約の名義人は、夫婦の一方又は双方です。 ※勤務先が契約する物件に入居している場合は、チェック不要です。	
	費用の支払は、夫婦の一方又は双方です。	
	申請分の支払日は、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間であり、支払いを完了しています。夫婦の一方が借りていた物件で同居する場合は、同居開始月以降。	
	公的扶助（住宅賃借費用）を受けていません。	
	引越 公的扶助（引越費用）を受けていません。	

所得の確認方法

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ)									
		名									
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額							
	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く。)			非障害者で家族の数
有 無	円 千 円	特 定	老 人	其 他	特 別	其 他	特 別	其 他	特 別	其 他	人
		人 千 人	人 千 人	人 千 人	人 千 人	人 千 人	人 千 人	人 千 人	人 千 人	人 千 人	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地産保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円	円 千 円

※給与所得者の所得金額は源泉徴収票「給与所得控除後の金額」欄で確認できます。ただし、2か所以上から給与をもらっている場合等、給与所得者であってもこの方法では確認できないことがあります。